

# 天草広域連合の概要



天草広域連合

## — 目 次 —

○はじめに	1
○管内図	2
○沿革の概要	3
○組織図	5
○執行部・議会議員・特別職名簿	6
○規約	7
○予算	15
○議会の状況	16
○監査の状況	17
○介護認定審査会の状況	18
○介護認定審査会審査状況	19
○火災・救急発生件数	20
○ごみ処理施設の概要	21
○ごみ処理施設の運営状況	22
○天草広域連合の処理する事務	24
○施設配置図	25

## はじめに

熊本県の西南部に位置する天草市、上天草市及び苓北町で構成する天草広域連合は、周囲を海に囲まれた大小120余りの島々からなる島しょ地域です。

近世の天草5人衆といわれる豪族の支配を経て、キリスト教信仰の全盛時代を迎えましたが、江戸期におけるキリシタン禁教等を契機とする「天草島原の乱」の勃発後は、幕府直轄領となり、キリスト教信者が潜伏キリシタンとなって明治期まで至った特異な歴史と、南蛮文化と称される独自の文化を育んできました。

昭和28年に離島振興法、昭和31年に雲仙天草国立公園等の指定を経て、昭和41年には天草五橋開通により九州本土と結ばれ、産業、文化、教育等の発展に大きな影響をうけました。

平成16年には、旧4町（大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町）の合併により上天草市が、平成18年には、旧2市8町（本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町）の合併により天草市が誕生し、本広域連合の構成市町は、天草市、上天草市及び苓北町の2市1町となっています。

東西48km、南北44km、面積は876.56km<sup>2</sup>で、400～600mの山地が多く平坦地が少ない地形であり、河川は短く保水力に乏しいため、自然災害や水資源不足の要因となるとともに、年平均気温15～16℃、年間降水量1800～2200mmと比較的温暖多雨な地域です。

# 天草広域連合管内図

## 天草 Amakusa

2市1町 天草市、上天草市、苓北町



## 天草広域連合の歩み

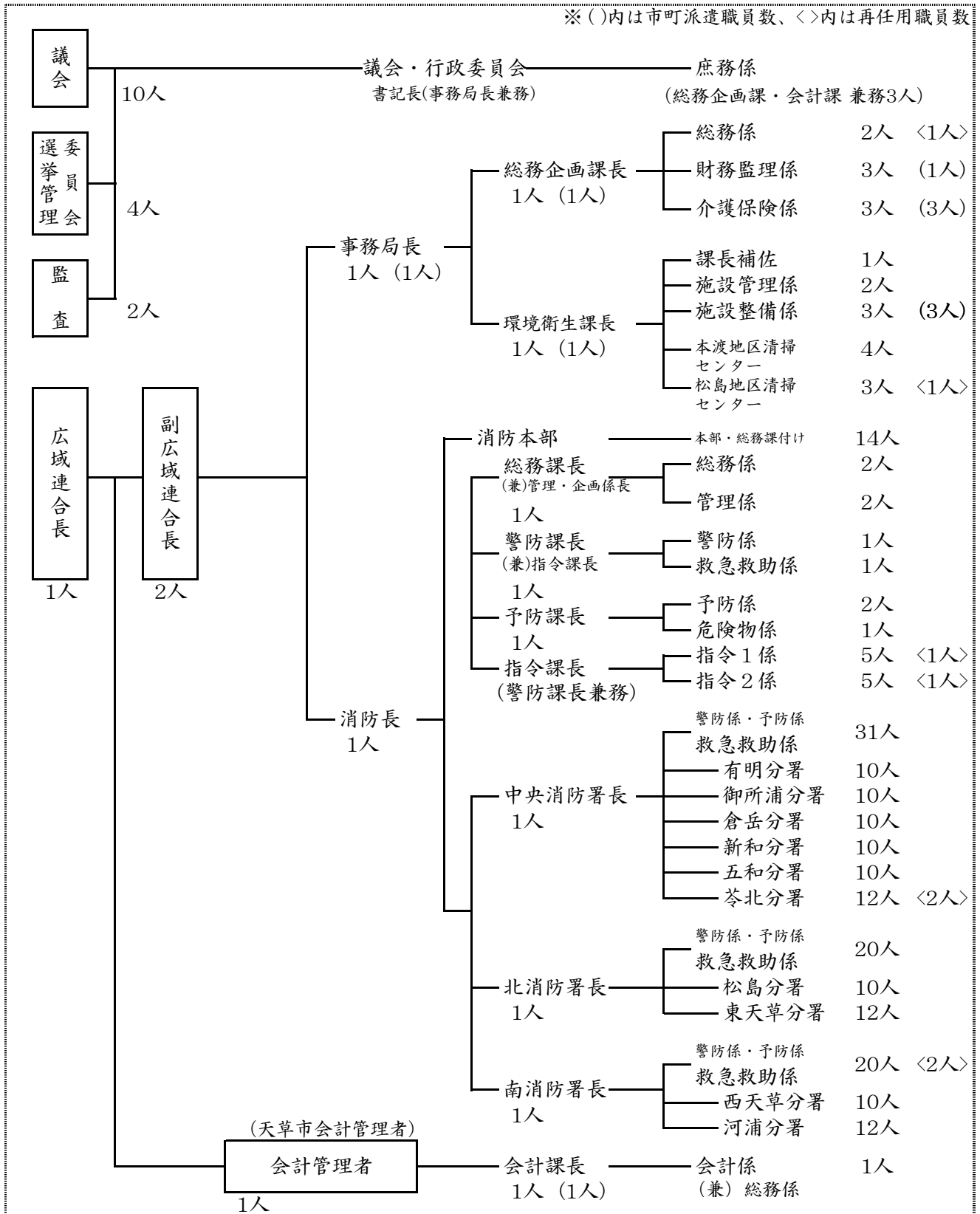
平成9年6月	天草広域連合（仮称）設立準備委員会発会式
10月	天草広域連合（仮称）設立に係る市町長会議
〃	天草郡議長会総会（広域連合について説明）
11月	一部事務組合職員への広域連合研修会
〃	第2回天草広域連合（仮称）設立準備委員会
平成10年5月	市町長協議
12月	天草広域市町村圏協議会（広域連合設立に係る協議）
平成11年2月	第3回天草広域連合（仮称）設立準備委員会
4月	熊本県知事へ広域連合設置許可申請
5月	設置許可書交付式
6月	広域連合設立に係る市町長会議
<b>7月1日</b>	<b><u>天草広域連合設立</u></b>
7月9日	第1回広域連合議会
平成12年4月	幹事会（一部事務組合統合編入協議）
5月	広域調整会議（一部事務組合統合編入作業決定）
6月	関係一部事務組合へ経過説明及び協力要請
7月	一部事務組合統合編入会議
8月	正副連合長会議（経過報告）
9月	幹事会（統合案中間報告）
〃	広域調整会議（統合案中間報告）
10月	議会議員全員協議会（〃）
〃	一部事務組合事務局長会議
11月	幹事会
〃	広域調整会議（統合最終案審議）
	※ 3組合の平成13年7月1日統合編入決定
12月	正副連合長会議
〃	広域連合幹事会
〃	正副連合長会議
平成13年1月	統合編入プロジェクト班設置
〃	幹事会（統合編入計画最終案）
〃	広域調整会議（〃）
2月	広域行政担当者会議
	※規約案、一組解散・財産処分議案等説明
〃	議会議員全員協議会（最終計画説明）

3月	関係市町議会へ議案提出・議決
5月	熊本県知事へ規約変更申請書等提出
6月	熊本県知事許可
6月30日	天草消防組合、天草中央衛生施設一部事務組合及び本渡市外3ヶ町斎場管理組合が解散
<u>7月1日</u>	<u>天草広域連合新体制スタート</u>
	※常備消防、ごみ処理、斎場の事務が加わる。 本渡斎場関係市町長協議（斎場建設計画決定）
平成14年4月	県営天草空港消防業務の受託開始
平成15年6月	天草本渡斎場建設工事竣工
平成16年3月	上天草市発足、関係市町2市13町から3市9町へ
4月	県の権限委譲事務の開始（火薬及びガス関係）
平成17年8月	第4次天草広域行政圏計画策定（基本構想可決）
平成18年3月	天草市発足、関係市町3市9町から2市1町へ
〃	市町合併及び議員定数に関する規約変更 ※天草本渡斎場施設及び業務を天草市へ移管 ※議員定数を16人から10人に変更
8月	天草広域連合広域計画作成（可決）
平成19年3月	消防救急艇「ごしょうらⅢ」就航
〃	東天草分署新庁舎竣工
平成22年11月	天草広域連合広域計画の変更（第2次計画可決）
平成23年3月	南消防署新庁舎竣工
平成26年3月	消防本部・中央消防署新庁舎竣工
4月	拠点機能形成車配備
8月	消防救急無線デジタル化整備工事着工
平成27年8月	天草広域連合広域計画の変更（第3次計画可決）
平成28年3月	消防救急無線デジタル化整備工事竣工

# 天草広域連合組織図

平成28年4月1日現在

※( )内は市町派遣職員数、< >内は再任用職員数



	条例定数	常勤職員	広域連合職員		市町派遣職員	再任用 (短時間勤務)
				うち再任用(常勤)		
事務局	36人	26人	15人	2人	11人	
消防部局	218人	211人	211人			6人
合計	254人	237人	226人	2人	11人	6人

## 天草広域連合・執行部・委員名簿

平成28年8月1日現在

職名	氏名	備考
広域連合長	中村 五木	天草市長
副広域連合長	堀江 隆臣	上天草市長
〃	田嶋 章二	苓北町長
会計管理者	井下 克也	天草市会計管理者
監査委員(識見)	岩井 千歳	上天草市監査委員
〃 (議会)	蓮池 良正	天草市議会
選挙管理委員長	川邊 榮喜	天草市
〃 副委員長	山口 洋一	上天草市
〃 委員	岡部 義夫	天草市
〃 委員	木下 勲	苓北町

## 天草広域連合議会・議員名簿

平成28年8月1日現在

	氏名	職名	選出議会名
1	古賀源一郎	議長	天草市議会
2	桑原 千知	副議長	上天草市議会
3	平山 泰司		天草市議会
4	中村三千人	議会運営委員長 総務副委員長	〃
5	蓮池 良正		〃
6	宮下幸一郎	厚生委員長	〃
7	中尾 友二		〃
8	小西 涼司	厚生副委員長	上天草市議会
9	切通 英博		〃
10	山本 政人	総務委員長	苓北町議会



# 天草広域連合規約

[平成11年5月27日熊本県指令市町村第7号]

改正	(平成13年6月13日熊本県指令市町村第3号)	(平成15年3月31日熊本県指令市町村第44号)
	(平成15年5月26日熊本県指令市町村第18号)	(平成15年11月12日)
	(平成16年3月30日熊本県指令市町村第59号)	(平成16年3月31日熊本県指令市町村第68号)
	(平成17年1月13日熊本県指令市町村第37号)	(平成17年8月8日熊本県指令市町村第16号)
	(平成18年3月26日熊本県指令市町村第42号)	(平成18年3月27日熊本県指令市町村第59号)
	(平成19年3月30日熊本県指令市町村第49号)	(平成20年3月27日熊本県指令市町村第49号)
	(平成21年6月29日熊本県指令市町村第9号)	(平成22年10月14日熊本県指令市町村第12号)
	(平成23年12月27日届出)	(平成25年1月11日熊本県指令市町村第24号)
	(平成26年1月14日届出)	(平成27年3月31日熊本県指令市町村第9号)

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、天草広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、天草市、上天草市及び苓北町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。
- (2) 広域サインの設置及び管理運営に関すること。
- (3) 次に掲げる消防に関すること（消防団及び消防水利に関する事務を除く）。
  - ア 消防事務に関すること。
  - イ 消防施設の設置及び整備に関すること。
  - ウ 災害弱者緊急通報センターの管理運営に関すること。
- (4) 次に掲げるごみ処理施設に関すること。
  - ア 本渡地区清掃センター、松島地区清掃センター、再生処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関すること（天草市にあっては、合併前の牛深市、御所浦町、天草町及び河浦町の区域に係る事務を除く。）。
  - イ 新たに設置するごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）に関すること。
- (5) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること（天草市にあっては、

合併前の牛深市、御所浦町、天草町及び河浦町の区域に係る事務を除く。)

(6) 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。

(7) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)

第2条の規定により広域連合が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事務

ア 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。

(1) 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。

(2) 広域サインに関すること。

(3) 消防に関すること。

(4) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。

(5) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること。

(6) 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。

(7) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は10人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙する。

2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

(1) 天草市 6人

(2) 上天草市 3人

(3) 苓北町 1人

3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の長のうちから選任する。

4 会計管理者は、天草市の会計管理者をもって充てる。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(正副広域連合長会議)

第14条 広域連合の運営に係る協議及び調整を行うために、正副広域連合長会議を置く。

2 正副広域連合長会議は、次に掲げる事項を審議することとする。

(1) 議会の議決を経るべき事件

(2) その他広域連合長が重要と認める案件

3 副広域連合長は、前項に掲げる以外の事項について必要と認めるときは、広域連合長に対し、正副広域連合長会議において審議することを求めることができる。

(補助職員)

第15条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第16条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔な者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第17条 広域連合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町の負担金
  - (2) 国及び県の支出金
  - (3) 地方債
  - (4) 使用料及び手数料
  - (5) その他
- 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。
  - 3 前項に掲げる負担割合に基づく負担金の算定方法その他必要な事項は、別に条例で定める。
- (規則への委任)

第19条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則 (平成11年県指令市町村第7号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成11年7月1日から施行する。
- (承継事務)
- 2 広域連合は、平成11年6月30日をもって廃止する天草広域市町村圏協議会の事務を承継する。

附 則 (平成13年県指令市町村第3号)

(施行期日)

1 この規約は、平成13年7月1日から施行する。

(承継事務)

2 天草広域連合は、平成13年6月30日をもって解散する天草消防組合、天草中央衛生施設一部事務組合及び本渡市外三ヶ町畜場管理組合の事務を承継する。

附 則 (平成15年県指令市町村第44号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成15年県指令市町村第18号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成15年11月12日届出)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年県指令市町村第59号及び第68号)

(施行期日)

1 この規約は、平成16年3月31日から施行する。

(事務の共同処理に係る経過措置)

2 変更後の天草広域連合規約(次項において「変更後の規約」という。)第4条第4号の規定にかかわらず、合併前の松島町及び姫戸町の電子計算業務については、この規約の施行の日から平成18年3月31日までの間、広域連合が処理する事務とする。

(負担金に係る経過措置)

3 変更後の規約第2条の規定にかかわらず、変更後の規約第18条第2項の規定による上天草市に対する負担割合の適用にあたっては、この規約の施行の日から平成18年3月31日までの間、合併前の大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町(前項に規定する事務にあつては、合併前の松島町及び姫戸町)を基準とし、当該各町ごとに変更後の規約別表を適用することとし、上天草市の負担金の額は、当該各町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。

附 則 (平成17年県指令市町村第37号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成17年県指令市町村第16号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成18年県指令市町村第42号及び第59号)

(施行期日)

1 この規約は、平成18年3月27日から施行する。

(負担金に係る経過措置)

2 平成18年3月27日から同年3月31日までの間における関係市町の負担金の額の算定は、変更後の規約第18条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、天草市の負担金の額は、合併前の本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町を基礎として、当該各市町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。

3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における天草市及び上天草市の負担金の額の算定は、天草市にあっては、合併前の本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町、上天草市にあっては、合併前の大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町を基礎として、当該各市町ごとに変更後の規約第18条第2項及び第3項の規定を適用して行うものとし、天草市及び上天草市の負担金の額は、当該各市町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。

附 則（平成19年県指令市町村第49号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年県指令市町村第49号）

（施行期日）

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定の施行に伴い発生する苓北町の電子計算事務の共同処理の消滅に係る残務処理事務（以下「残務処理事務」という。）は、第1条の規定による変更後の天草広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）第4条第4号の規定にかかわらず、平成20年7月31日までの間は、天草広域連合で行うものとする。

3 平成20年4月1日から同年7月31日までの間における変更後の規約第4条第4号の事務（残務処理事務を含む。）の処理に要する経費については、天草市及び苓北町が負担するものとし、その負担金の額は、変更後の規約別表の規定にかかわらず、変更前の天草広域連合規約別表の規定による負担割合を適用し、算定した額とする。

附 則（平成21年県指令市町村第9号）

この規約は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年県指令市町村第12号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成23年12月27日届出）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年県指令市町村行第24号）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月14日届出）

この規約は、平成26年3月24日から施行する。

附 則（平成27年県指令市町村行第9号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

別表（第18条関係）

(1) 連合組織の運営又は広域事務に関する経費

区 分		負担割合	対象市町
議会費・ 総務費	共通経費	議会費、監査委員費及び選挙管理委員会費	均等割 100分の50
		一般管理費のうち特別職報酬及び交際費	人口割 100分の50
	一般管理に要する経費（上記共通経費以外の経費）		天草市、上天草市及び苓北町
	広域サインの設置及び管理運営に関する事務に要する経費	均等割 100分の20 人口割 100分の40	
関係市町の広域にわたる事務のあり方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関する事務に要する経費	基準財政需要額割 100分の40		

(2) 介護保険法に基づく介護認定審査会に関する経費

区 分		負担割合	対象市町
民生費	介護認定審査会の設置運営に関する事務並びに認定システムの開発及び管理運営に要する経費	均等割 100分の20 審査件数割 100分の80	天草市、上天草市及び苓北町

(3) ごみ処理施設及びごみ処理施設に附帯する集会施設（以下「ごみ処理施設等」という。）の設置及び管理運営に関する経費

区 分		負担割合	対象市町	
衛生費	清掃総務に要する経費	均等割 100分の20 人口割 100分の80	天草市、上天草市及び苓北町	
	ごみ処理施設等の管理運営に要する経費	均等割 100分の20 人口割 100分の30 搬入量割 100分の50	本渡地区清掃センター	天草市及び苓北町
			松島地区清掃センター及び附帯する集会所施設	天草市及び上天草市
			再生処理施設及び最終処分場	天草市、上天草市及び苓北町
	ごみ処理施設等の設置に要する経費	均等割 100分の20 人口割 100分の80	本渡地区清掃センター	天草市及び苓北町
			松島地区清掃センター及び附帯する集会所施設	天草市及び上天草市
			再生処理施設及び最終処分場	天草市、上天草市及び苓北町
			新ごみ処理施設	天草市、上天草市及び苓北町

(4) 消防に関する経費

区 分		負 担 割 合	対 象 市 町
消 防 費	消防事務に要する経費	基準財政需要額のうち常 備消防費相当額割	天草市、上天草市及び 苓北町
	消防施設の設置及び整備に要する経費		
	災害弱者緊急通報センターの管理運営に要 する経費	応益割 100分の100	

備考

- 1 人口割は、直近の国勢調査の人口による。
- 2 基準財政需要額割は、前年度の基準財政需要額による。
- 3 審査件数割は、前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの審査件数実績による。
- 4 搬入割は、関係市町が前々年度に搬入したごみの総量による。